

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

[1～5 略]

6 携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1 送信装置の部品に係る工事設計	シンセサイザ方式の送信装置の周波数合成回路に係る工事設計を改める場合（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴う場合を除く。）に限る。
2 給電線、空中線共用装置及び給電線共用装置の工事設計	当該部分の全部若しくは一部分について削る場合、改める場合又は追加する場合（いずれも空中線に供給される電力が1デシベルを超えて低下する場合に限る。）に限る。

[注 略]

[7～9 略]

改正前

[1～5 同左]

6 携帯無線通信を行う基地局、携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の送信装置の工事設計の一部分について変更する場合（送信装置の一部分について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
送信装置の部品に係る工事設計	シンセサイザ方式の送信装置の周波数合成回路に係る工事設計を改める場合（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴う場合を除く。）に限る。

[注 同左]

[7～9 同左]

備考 表9の [] の記載は追加しない。